

令和2年度県民相談の御案内

日常生活の中で抱える離婚、相続、金銭等の生活上の相談や行政相談に専任の相談員が応じます。弁護士や司法書士による無料法律相談（事前予約制）も行います。

申込・問合せ	会場	県民相談 (予約不要)	特別法律相談	
			弁護士相談 (事前予約制)	司法書士相談 (事前予約制)
賀茂広域消費生活センター 0558(24)2199	賀茂広域消費生活センター (下田総合庁舎)	平日 9時～12時 13時～15時	原則毎月第3月曜及び 6月・12月は第1月曜 13時30分～15時	—
東部県民生活センター 055(951)8205	東部県民生活センター (沼津商連会館ビル)	平日 9時～16時	原則毎週火曜及び 毎月2回程度木曜 13時30分～15時	原則毎月 第2・4木曜 13時30分～15時
中部県民生活センター 054(202)6008	中部県民生活センター (水の森ビル)	平日 9時～16時	原則毎週木曜及び 毎月1回程度月曜 13時30分～15時	原則毎月 第1月曜 13時30分～15時
西部県民生活センター 053(453)2199	西部県民生活センター (浜松総合庁舎)	平日 9時～16時	原則毎月第1～4木曜 及び毎月第1・3火曜 13時30分～15時	原則毎月 第4火曜 13時30分～15時
	中遠出張相談 (中遠総合庁舎)	毎月第2・4火曜 9時～12時 13時～16時	毎月第2・4火曜 13時30分～15時	—

日程は年末年始・祝日などのため変更になることがあります。弁護士相談、司法書士相談の予約は各県民生活センター又は賀茂広域消費生活センターへお願いします。

(問) 県民生活課 ☎054(221)2175